

事業ごみの分別・排出方法

事業ごみに対する事業所の責務

事業活動に伴って排出される事業ごみは、**事業者の責任において適切に処理しなければなりません。**また、発生した事業ごみはリサイクル等を行うことにより減量に努めなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）」に定められています。

事業ごみの種類

事業ごみには、「産業廃棄物」とそれ以外の「事業系一般廃棄物」に分けられます。各種類に分別した上で適切に処理してください。資源物については、クリーンヒル宝満に自己搬入又は排出者自身でリサイクル業者を選定し引き渡してください。

産業廃棄物	廃掃法で定める20種類の廃棄物	佐賀県産業廃棄物処理許可業者に処理を委託等
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	クリーンヒル宝満への自己搬入又は町許可業者へ収集運搬委託
	資源物 (古紙・段ボール・空缶・空瓶等)	クリーンヒル宝満への自己搬入又はリサイクル業者への引渡

廃掃法で定める産業廃棄物の種類

全業種に関わるもの	廃プラスチック	汚泥
	ゴムくず	廃油
	金属くず	廃酸
	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	廃アルカリ
	がれき類	鉱さい
	燃え殻	はいじん
特定の業種	紙くず	建設業、紙・紙加工品製造業等で生じる紙くず
	木くず	建設業、木製品製造業等で生じる木くず、貨物流通に使用したパレット
	繊維くず	建設業、繊維工業等で生じる繊維くず
	動植物性残さ	食品製造業等において原料として使用した動植物に係る固形状不要物
	動物のふん尿	畜産農業で排出される動物のふん尿
	動物の死体	畜産農業で排出される動物の死体
	動物系固形不要物	と畜場等で排出される獣畜及び食鳥に係る固形状不要物
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの		

事業系一般廃棄物の基山町排出ルール及び分別

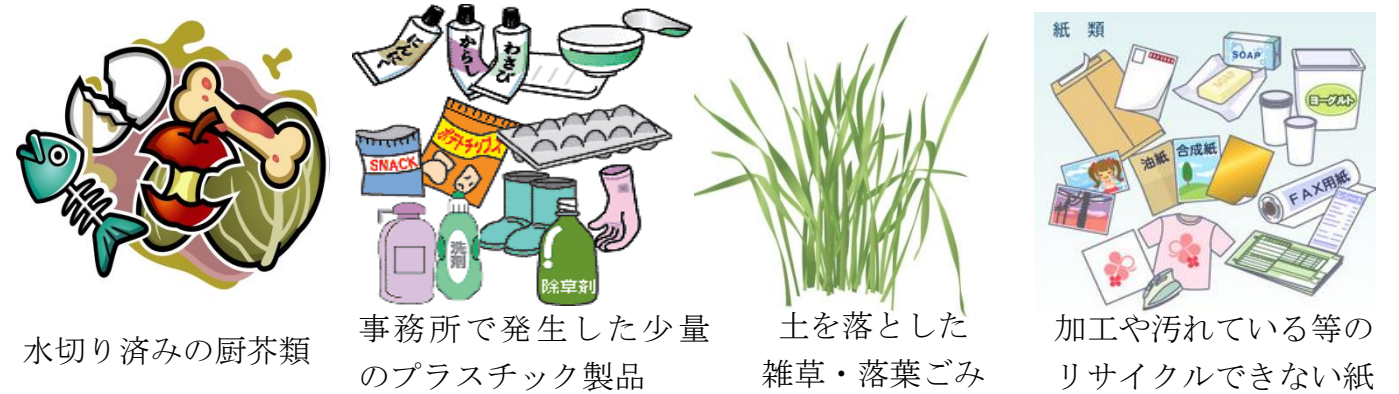
事業ごみを排出する業者は下記に従って、適切な排出及び分別を行ってください。

町許可業者に収集運搬を委託し、クリーンヒル宝満で処理する場合

町の許可業者に事業ごみの収集運搬委託をした場合は、**一般廃棄物の中でも町指定袋に入った可燃ごみしか**収集できません。産業廃棄物は独自処理又は産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。上記のルールを守っていないものは搬入できませんのでご注意ください。その他の排出方法については、各許可業者の契約によって異なります。

※処理施設では定期的に事業ごみの搬入物抜き打ち検査を行っています。**指定袋に入れた状態で下記のルールに従って排出してください。ルールに従って排出されていないものは、処理できません。**

許可業者の収集で排出できる可燃ごみ



許可業者の収集で排出できないごみの例



クリーンヒル宝満への自己搬入の場合

資源物は可燃ごみとして排出せず、分別して処理施設に搬入する等資源化に努めてください。

注1 処理施設内では種類ごとに排出場所が異なるため、事前に分別してから搬入してください。
 注2 ごみ処理手数料は搬入物全てに対して、重量に応じた料金をその場で支払っていただきます。
 注3 処理施設へ搬入する際は施設職員が認めるものしか搬入できませんので、搬入不可となったものはその場で持ち帰っていただく場合があります。作業員の指示に従ってください。
 注4 剪定枝は**長さ1.5m×直径10cm以内**に細断したものしか搬入できません。